

## 「行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定（改正に対する意見募集稿）」の改正説明

「行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定」（国务院第 310 号令、以下、「310 号令」という）は 2001 年から施行して以来、行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送の規範化と強化において重要な役割を果たしてきた。我が国の経済の発展に伴い、知的財産権違法犯罪事件が増加する傾向がみられる。知的財産権を侵害する違法犯罪行為を厳しく取り締まり、行政法執行部門と司法部門との協力を緊密にし、権利者の適法な権益を更に保護し、公平競争の市場環境を醸成するために、知的財産権分野における行政と刑事の連動について特別な規定を作成する必要がある。市場監督管理総局は、複数の地域における調査研究を実施し、セミナー、法律専門家意見募集会を開催する等の活動を行い、改正の初稿を形成し、かつ、公安部、最高人民検察院等の部門の関連部署から意見を聴取し、「行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定」（改正に対する意見募集稿）を形成した。

### 一、改正の背景と必要性

310 号令が公表された後、各部門は相次いで関連実施弁法を打ち出し、行政と刑事の連動を実行に移すことを促した。2001 年、公安部と最高人民検察院が「国务院『行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定』を実行に移し、事件の受理、立件を強化する関連事項に関する公安部の通知」、「人民検察院が行政法執行機関による犯罪被疑事件を処理する規定」を公布した。2011 年、中国共産党中央弁公庁、国务院弁公庁が国务院法制弁公室等の部門が打ち出した「行政法執行と刑事司法の連動を強化することに関する意見」を配布したことは、行政・刑事の連動の実現に重要な役割を果たした。

党の十八期四中全会にて可決された「法により国を治めることを全面的に推進することに関する若干の重大問題に係る中国共産党中央弁公庁の決定」に、「行政法執行と刑事司法の連動体制を健全化し、事件移送の基準と手続を整備し、行政法執行機関、公安機関、検察機関、裁判機関の間の情報共有、事件の状況の通知、事件移送制度を構築し、「事件を移送しない」「事件を移送しにくい」「行政処罰で刑事責任を代替する」といった現象を断固として克服し、行政処罰と刑事処罰のシームレスな連動を実現せよ」と提唱し、行政・刑事の連動に対して新たな要求を提出した。知的財産権に係る刑事事件の増加に伴い、法執行部門が知的財産権に係る行政・刑事の連動の手

続と基準を更に明確化する必要性が生じた。

## 二、改正の経緯

市場監督管理総局は、今回の改正を高度に重視し、改正ワーキンググループを結成し、総局の指導者が自らリーダーとして複数の地域で調査研究を展開し、多方面から意見を聴取した。数回にわたって専門家検討会と地方市場監督管理部門会議を開催し、「改正に対する意見募集稿」を形成した。

**(一) 複数の地域で調査研究を展開し、広く資料を収集し、改正の必要性の検討を行った。**

市場監督管理総局は職員を派遣し、内モンゴル、甘肅、四川、上海等の地域で現地調査を行わせ、310号令の改正について、地方の市場監督管理部門、関連企業事業単位、業界組織等の団体から意見とアドバイスを聴取した。なお、310号令の改正について理論上の研究を行い、行政法と刑事法の結合の角度から行政・刑事の連動に関する手続き上の問題について検討した。

**(二) 数回にわたって座談会を開き、改正の初稿を形成した。**

市場監督管理総局はセミナーを開き、北京大学、中国社会科学院の法律専門家を招へいし、議論を行い、改正のベースとなる原稿を形成した。なお、総局の各部署と地方の市場監督管理部門への意見聴取会を組織し、意見とアドバイスを聴取し、改正の初稿を形成した。

**(三) 関連部門の意見を聴取し、「改正に対する意見募集稿」を形成した。**

2020年3月初め、市場監督管理総局は改正初稿について公安部、最高人民検察院の関連部署から意見を聴取し、「改正に対する意見募集稿」を形成した。

## 三、改正の範囲と特徴

今回の改正は第三条に第二項を追加し、知財分野における違法犯罪被疑事件の移送手続について明確な規定を設け、適用性と明確性の特徴を表した。「改正に対する意見募集稿」の中に、知財分野における行政・刑事の連動に係る手続の明確化は、関連する行政・刑事連動制度設計を更に強化する同時に、中国の知的財産権を保護する態度と決心を反映した。

## 四、関連条項の重点説明

今回の改正は、第三条の第二項として、知的財産権における事件移送手続に関する内容、具体的には、「知的財産権分野における違法事件について、行政法執行機関は、調査により見つけた事件の事実及び収集した証拠に基づき、犯罪に該当する合理的な疑いがあり、刑事立件の基準に達したかどうかを判断するために捜査を行い、さらな

る証拠を取得する必要があると判断した場合、公安機関に移送するものとする」を追加した。

近年の刑事訴訟法及び関連司法解釈による証明基準に対する改正から見れば、わが国は、如何に証拠が確実で十分であることを認定することかにおいて、主観と客観の結合による判断基準を確立し、「合理的な疑いを排除する」主観的基準を導入することで、証明基準の一元化から二元化への転換を実現した。犯罪の合理的な疑いとは、事件の客観的事実と把握した現存証拠に基づき、犯罪事実が確かに発生する可能性があり、又は被調査人は確かに犯罪を実施する可能性があり、かかる判断は経験とロジック法則に合致し、事実根拠に欠ける推測ではないことをいう。よって、「改正に対する意見募集稿」第三条第二項にいう「行政法執行機関は、調査により見つけた事件の事実及び収集した証拠に基づき、犯罪に該当する合理的な疑いがあり、刑事立件の基準に達したかどうかを判断するために捜査を行い、さらなる証拠を取得する必要があると判断した場合、公安機関に移送するものとする」は主観的・客観的基準の結合による判断モデルである。

## 五、改正の法律根拠

(一) **実体法と手続法の規定。** 知的財産権分野における行政・刑事の連動に係る内容は、『商標法』、『専利法』、『著作権法』、『不正競争禁止法』等の法律にも規定されている。そのうち、『商標法』第六十一条には「登録商標専用権を侵害する行為について、工商行政管理部門は法により取り締まる権限を有する。犯罪の疑いがある場合、タイムリーに司法機関に移送して法により処理させるものとする」と規定されている。『専利法』には「専利を冒用したときは、法により民事責任を負うほか、専利業務管理部門が是正を明示、かつ公告を行い、違法所得を没収し、併せて違法所得の四倍以下の過料に処することもできる。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する」と規定されている。『著作権法』第四十八条には「次の各号に掲げる権利侵害行為をした場合には、情状に応じて権利侵害の差し止め、影響の除去等の民事責任を負う…犯罪を構成した場合には、法により刑事責任を追及する」と規定されている。『不正競争禁止法』第十七条、第三十二条には商業秘密保持に係る条項が規定されており、第三十一条には「本法の規定に違反し、犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する」と規定されている。なお、我が国の『行政処罰法』、『刑事訴訟法』、『刑事法』等の実体法と手続法においても、行政と刑事の連動について、関連する規定を設けている。310 号令の改正は、上記法律の要求に合致している。

(二) 「合理的な疑い」の適用について。「合理的な疑い」は事件の事実と関連証拠の適用に基づく客観的基準を強調した。我が国の『刑事訴訟法』第五十五条の証拠適用に関しては主観的・客観的証拠の結合を導入した。証拠が確実で十分であるとは、

次号に掲げる条件に該当しなければならない。(一) 犯罪認定・量刑の事実に関しては、すべて証明できる証拠がある。(二) 事件確定に用いられる証拠はすべて法定手続きにより事実であることが検証された。(三) 事件のすべての証拠を総合的に考慮し、認定された事実については、合理的な疑いが排除された。今回の改正は「合理的な疑い」を適用することは、我が国の刑訴証拠規則の基準と一致している。

上記をもって説明する。

出所：国家市場監督管理総局 HP

[http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202005/t20200514\\_315220.html](http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202005/t20200514_315220.html)

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。